

高齢者(成人)用肺炎球菌ワクチン予防接種相互乗り入れ 留意事項

1. 高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種相互乗り入れ公費助成対象者は、下記のとおりです。

【平成29年度の定期接種の対象者①②】

対象者①) 経過措置の対象となる方

対象者	生年月日
65歳となる方	昭和27年4月2日生 ~ 昭和28年4月1日生
70歳となる方	昭和22年4月2日生 ~ 昭和23年4月1日生
75歳となる方	昭和17年4月2日生 ~ 昭和18年4月1日生
80歳となる方	昭和12年4月2日生 ~ 昭和13年4月1日生
85歳となる方	昭和7年4月2日生 ~ 昭和8年4月1日生
90歳となる方	昭和2年4月2日生 ~ 昭和3年4月1日生
95歳となる方	大正11年4月2日生 ~ 大正12年4月1日生
100歳となる方	大正6年4月2日生 ~ 大正7年4月1日生

対象者②) 60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方 (内部障害(心臓機能障害・腎臓機能障害等)の障害者手帳1級程度を持参された方)
なお、外部障害(肢体不自由等)の障害者手帳をお持ちの方は、対象外となります。対象者かどうか不明な場合は、各市町村へご確認ください。

2. 相互乗り入れは、対象者の居住地(住民票のある市町村)にある医療機関以外で接種した場合に、対象者居住地の市町村に請求するための事業であり、原則的に、医療機関所在地の被接種者分は、本事業を利用し請求することはできません。

3. 別紙 市町村別取扱い一覧のとおり、市町村はそれぞれ、公費助成額・自己負担額などを定めています。被接種者が居住する市町村の取扱いに添い、十分にご確認の上、実施してくださいますようよろしくお願いいたします。

- ・本人負担額が差額の場合、医療機関ごとの設定料金から公費負担額を差し引いた額を被接種者より実費徴収してください。
- ・生活保護世帯等の報告で、証明書や手帳のコピーなどが必要な場合は必ず添付してください。

4. 医療機関から県医師会への報告は、様式1の用紙を用いて毎月7日迄に前月分を市町村番号の早い順に並び替え、市町村ごとに取りまとめのうえ、一括して送付してください。また、報告が遅れた場合は、市町村からの支払いができなくなったり、遅延理由書が必要な場合もありますので、早めにご提出ください。

5. 実施報告書並びに予診票の原本を添付してご提出ください。

6. 市町村から入金された接種料金は、県医師会から後日、各医療機関宛に送金しますが、**1件につき50円の事務手数料を徴収いたします**のでお含みおきください。

(お届け頂いている口座に変更がある場合は、お知らせください。)

※接種料入金後は、必ず振込み通知書を送付いたしますので、通知書にてご確認ください。

8. その他、ご不明な点については、各市町村又は県医師会地域保健課 (TEL:099-254-8121) にご照会ください。

平成29年4月

鹿児島県医師会

《高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの定期接種Q&A(抜粋)》

Q4. 高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの定期接種は何歳で受けられますか？

A4. 平成 28 年度から平成 30 年度までは、該当する年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳となる方と、60 歳から 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方は定期接種の対象となります。

但し、すでに「ニューモバックス NP (23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)」を接種したことがある方は、対象とはなりません (Q6 参照)。

また、現時点では、定期の予防接種を受ける機会は、平成 30 年度までの該当する年齢となる年度のみとなります。

Q5. 高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの定期接種で使用できるワクチンは何ですか？

A5. 「ニューモバックス NP (23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)」を 1 回接種します。

Q6. 既に「ニューモバックス NP (23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)」を接種したことがあります。定期接種を受けられますか？

A6. 既に「ニューモバックス NP (23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)」を接種したことがある方は、定期接種の対象とはなりません。

Q7. 過去に肺炎になったり、肺炎球菌感染症にかかったりしたことがあるのですが、定期接種の対象者になりますか？

A7. 肺炎の原因は様々な原因でおこり、また肺炎球菌には多くの血清型がありますので、過去に肺炎や肺炎球菌感染症にかかっても、定期接種の対象になります。

Q8. 肺炎球菌ワクチンの接種対象年齢において、病気にかかって長く療養していたために、接種を受けられずに対象年齢が終わってしまった場合、どうすればいいですか？

A8. 接種対象年齢において、長期に渡り療養を必要とする病気にかかっていたために、定期接種を受けることができなかつたと認められた場合、長期療養特例として定期接種を受けることができます (この場合、接種可能となった日から 1 年以内に接種を受ける必要があります。)。特例に該当するか否かについては、医学的な判断が必要です。詳細についてはお住まいの市町村にお問い合わせください。

Q10. 「ニューモバックス NP (23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)」の接種歴があるのに、誤って再接種してしまいました。健康被害が発生する可能性がありますか？

A10. 過去 5 年以内に、「ニューモバックス NP (23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)」を接種されたことのある方が、再度接種された場合、注射部位の疼痛、紅斑、硬結等の副反応が、初回接種よりも頻度が高く、程度が強くと報告がありますので、接種歴を必ず確認して接種を受けてください。